

事務局職制

(昭和二十四年十月十六日会規第一号)

全部改正 昭和六三年五月二八日

改正 平成一一年五月二一日

(目的)

第一条 本規程は、会則第八十二条の二第四項及び第八十

二条の三に基づき、事務局の職制等を定める。

(事務次長の職務)

第二条 事務次長は、各種委員会、調査室、広報室、国際室等の事務の連絡、調整及び事務局の監督を掌り、事務総長の指示を受けて対外的事務を処理する。

(職員及び事務の分掌)

第三条 事務局職員の職階及び事務局の分掌は規則をもつて定める。

(職員の任免)

第四条 職員の任免は、会長がこれを行う。

附 則 (昭和六三年五月二八日 全部改正)

この改正規定は、理事会の定める日(平成元年四月一日)から施行する。

附 則 (平成一一年五月二一日改正)

第二条の改正規定は、平成十一年七月一日から施行する。